

厚生・産業・企業常任委員会資料 4  
令和 7 年(2025 年)12 月 15 日  
健 康 医 療 福 祉 部

## 指定管理者の指定につき議決を求めるについて

厚生・産業・企業常任委員会資料 健康医療福祉部

指定管理者の候補者の選定状況(滋賀県指定管理者等選定委員会健康医療福祉部会審査結果)

所管課	施 設 名	指定期間	募集方法	応募団体数	指定管理者候補者
医療福祉推進課	滋賀県立長寿社会福祉センター	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日 (5年間)	公募	1	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
障害福祉課	滋賀県立障害者福祉センター	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日 (5年間)	非公募	/	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会
	滋賀県立視覚障害者センター	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日 (5年間)	非公募	/	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会
	滋賀県立聴覚障害者センター	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日 (5年間)	非公募	/	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会

## 指定管理者等選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名 : 医療福祉推進課)

1	施 設 名	滋賀県立長寿社会福祉センター								
2	施設の概要	敷地面積 23, 860. 21m <sup>2</sup> 施設構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 2階建								
		施設内容 （所在地）滋賀県草津市笠山七丁目8番138号 （設置目的）明るく活力のある長寿社会づくりを推進するとともに、高齢者および障害者の自立と社会参加の促進を図ること （設置年月）平成5年8月								
3 募集概要	募集方法	公募								
	募集要項配布期間	令和7年9月9日 ~ 令和7年10月8日								
	申請受付期間	令和7年9月9日 ~ 令和7年10月8日								
4 応募状況	指定期間	令和8年4月1日 ~ 令和13年3月31日（5年間）								
	募集内容	(1) 高齢者の健康と生きがいづくりを推進するための学習機会の提供 (2) 社会福祉に関する研修および講座の開催ならびに人材の養成 (3) 社会福祉に関する情報および資料の収集および提供ならびに相談 (4) 長寿社会づくりに関する調査および研究 (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務 (6) センターの施設、設備および備品の維持管理に関する業務 (7) (1)～(6)のほか知事が必要と認める業務								
	管理料参考額	530, 997, 000円（消費税および地方消費税を含む。）								
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">申 請 者</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;">グループの構成 (グループ申請の場合)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">所在地</td> <td style="width: 50%;">名 称</td> </tr> <tr> <td>滋賀県草津市笠山七丁目8番138号</td> <td>社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会</td> <td></td> </tr> </table>	申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名 称	滋賀県草津市笠山七丁目8番138号	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	
申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)								
所在地	名 称									
滋賀県草津市笠山七丁目8番138号	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会									
		合計 1者								
5 審査の概要および結果	審査方式	滋賀県指定管理者等選定委員会健康医療福祉部会において、申請書類の内容について、申請者の概要説明および質疑応答を行い、あらかじめ定めた審査基準に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。								
	選定委員会委員 (健康医療 福祉部会) *部会長 (50音順、敬称略)	青木 雅子 ((公社)認知症の人と家族の会滋賀県支部副代表) 植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会会長) *浦坂 純子 (同志社大学社会学部教授) 四宮 健多 (公認会計士) 横畠 俊介 (弁護士)								
	審査基準	別紙参照								
	審査経過	第1回滋賀県指定管理者等選定委員会健康医療福祉部会 (開催日) 令和7年7月18日 (内 容) 指定管理者募集要項および審査基準について検討  第2回滋賀県指定管理者等選定委員会健康医療福祉部会 (開催日) 令和7年10月24日 (内 容) 申請者からの申請概要説明、候補者の選定								

審査結果	指定管理者の候補者	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会																					
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準 1</th><th>選定基準 2</th><th>選定基準 3</th><th>選定基準 4</th><th>選定基準 5</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会</td><td>3.8/5</td><td>28.12/40</td><td>16.2/25</td><td>17.72/25</td><td>2.5/5</td><td>68.34/100</td></tr> </tbody> </table>							申請者	選定基準 1	選定基準 2	選定基準 3	選定基準 4	選定基準 5	合計	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	3.8/5	28.12/40	16.2/25	17.72/25	2.5/5	68.34/100	
申請者	選定基準 1	選定基準 2	選定基準 3	選定基準 4	選定基準 5	合計																	
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	3.8/5	28.12/40	16.2/25	17.72/25	2.5/5	68.34/100																	
	※点数は各委員の平均値 (100点満点)																						
	<p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会</td><td>68.7</td><td>73.1</td><td>61.9</td><td>75.1</td><td>62.9</td><td>341.7</td><td>68.34</td></tr> </tbody> </table>							申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	68.7	73.1	61.9	75.1	62.9	341.7	68.34
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	68.7	73.1	61.9	75.1	62.9	341.7	68.34																
	○提示額一覧表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会</td><td>530,997,000円</td></tr> </tbody> </table>							申請者	提示額	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	530,997,000円											
申請者	提示額																						
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	530,997,000円																						
	【選定理由】	<p>県民の公平な利用の確保や施設の効用を最大限に發揮させること、管理に係る経費の縮減、安定した管理運営能力等の基準に基づき審査を行った結果、委員会にて目安とされた点数を上回る評価を得た。</p>																					
	【指定管理者等選定委員会の概要】	<p>(委員) レイカディア大学について、定員を上回る応募が続いていることは評価できるが、入学辞退や中途退学等の状況を踏まえ、定員を超える柔軟な受入れや入学選考の在り方についても検討されたい。</p> <p>(委員) 申請者の収支決算書からは、十分な資力があり、経理的基盤については問題ないと判断できる。</p> <p>(委員) 今後、人件費の高騰等により、安定的な運営が可能となる人員体制が継続できるかは懸念される。</p>																					
		<p>上記の結果、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定了。</p>																					

※参考資料として、指定管理者の候補者となった団体の概要がわかる資料(団体概要書)を添付

別紙 滋賀県立長寿社会福祉センターの審査の基準

選定基準 (条例第11条第2項)	審 査 項 目	審 査 内 容	確認する書類	配点	計
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	・県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか ・特定施設の使用承認の手続きの公平性が確保されているか ・利用者への福祉的配慮を持った慎重な対応が可能であるか	・事業計画書 (基本方針) (実施計画)	5	5
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるものであること(2号)	・施設の設置目的及び県が示した管理の方針との整合性	・施設の設置目的を理解しているか ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか	・事業計画書 (基本方針) (実施計画) (管理運営体制)	5	40
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	・利用拡大の取組内容は適切か ・社会参加や地域における担い手としての活動等につながることが期待される取組内容か ・地域活動を行う各種団体等との連携が図られているか ・対外的な情報提供(広報等)、情報発信は適切か	・収支計画書 ・付属資料	10	
	・サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	・サービス向上のための取組内容は適切か ・募集要項に示した内容への提案は適切か ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か ・利用者等からの苦情処理対応は適切か ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか ・実施事業について、施設の特色を生かした質の高いサービスを提供し、令和8年度から円滑に実施可能であるか		10	
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・求めている実施水準が実施計画書で提案されているか ・施設管理、安全管理は適切か ・維持管理は効率的に計画されているか		5	
	・施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	・事業実施に必要な専門職員が確保されているか ・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、高齢者福祉や介護等に関して専門的技術を確保できているか		8	
	・施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	・新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される魅力的な提案であるか ・提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか		2	
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(3号)	・施設の管理に係る経費の内容	・県が示した管理料の参考額の範囲内であるか	・事業計画書 ・収支計画書	15	25
		・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか ・管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか ・具体的な収入確保の計画があるか、実効ある取組が期待できるか		10	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(4号)	・収支計画の内容、適格性および実現の可能性	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・収支計画の実現可能性はあるか	・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等	4	4
	・安定的な運営が可能となる人的能力	・職員体制は十分か ・職員採用・確保の方策は適切か ・職員の指導育成、研修体制は十分か			

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定的な運営が可能となる経理的基盤</li> <li>・施設の運営実績</li> <li>・人権への配慮</li> <li>・その他適切な管理を行うための能力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の財務状況は健全か</li> <li>・金融機関、出資者等の支援体制は充分か</li> <li>・類似施設を良好に運営した実績はあるか</li> <li>・職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働ける職場づくりへの配慮がなされているか</li> <li>・人権等に配慮した施設運営が可能か</li> <li>・個人情報の保護や情報公開の対応、体制は適切か</li> <li>・環境への配慮がなされているか</li> <li>・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か</li> <li>・県内に本店を有する事業者であるか</li> <li>・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること</li> <li>・高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること</li> <li>・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか           <ul style="list-style-type: none"> <li>①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること</li> <li>②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること</li> <li>③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること</li> <li>④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること</li> </ul> </li> <li>・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること</li> <li>・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①国際標準化機構が定めた規格 ISO14001に適合している旨の認証</li> <li>②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録</li> <li>③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録</li> <li>④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書</li> </ul>	4
			4	
			5	
			4	
5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款</li> </ul>	2.5	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証県発行の写し</li> <li>・厚生労働大臣認定通知書労働局発行の写し</li> </ul>	0.5	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・労使協定または就業規則の該当箇所の写し</li> </ul>	0.5	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し</li> <li>・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立書</li> <li>・県認定通知書の写し</li> <li>・厚生労働大臣認定通知書労働局発行の写し</li> </ul>	0.5	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県認証通知の写し</li> <li>・厚生労働大臣認定通知書労働局発行の写し</li> </ul>	0.5	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証証・登録証の写し</li> </ul>	0.5	
		合計	100	100

- ・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。
    - ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者
    - イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者
    - ウ 「2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるものであること」、「3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者
- なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。
- また、選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。

## 団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	
代表者職・氏名	会長 市川 忠稔	
団体の所在地	滋賀県草津市笠山七丁目8番138号	
設立年月日	昭和27年5月26日	
資本金	3,000千円（令和7年10月1日現在）	
従業者数	令和7年10月1日現在	83人
主たる業務内容	<p>同会は、滋賀県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に、以下の事業を実施。</p> <p>同会が目指す地域福祉とは、だれもが「おめでとう」と誕生を祝福され、「ありがとう」と看取られる人間的共感に根ざした共生社会であり、その実現のため「ひたすらなるつながり」の理念のもと不断の地域福祉実践を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉を目的とする事業の企画および実施</li> <li>2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</li> <li>3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成</li> <li>4 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業</li> <li>5 1から3までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</li> <li>6 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成および研修</li> <li>7 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導および助言</li> <li>8 市町社会福祉協議会の相互の連絡および事業の調整</li> <li>9 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</li> <li>10 共同募金事業への協力</li> <li>11 滋賀県福祉人材センターの業務の実施（福祉人材無料職業紹介事業を含む）</li> <li>12 権利擁護事業</li> <li>13 生活福祉資金貸付事業</li> <li>14 地域養護に関する事業</li> <li>15 高齢者の生きがいづくり、健康づくりの推進ならびに指導者等の育成に関する事業</li> </ul>	

	<p>16 縁共生の場づくりを目的とする事業の企画および実施</p> <p>17 法や制度の狭間にある生活課題への支援に関する事業の企画および実施</p> <p>18 生きづらさを抱えた人と地域との架け橋となる事業の企画および実施</p> <p>19 滋賀の福祉人（ふくしじん）づくり事業の企画および実施</p> <p>20 縁共生を目的とする、住民、特定非営利活動法人、社会福祉法人、団体、企業等との共働事業の企画および実施</p> <p>21 滋賀県立長寿社会福祉センターの指定管理事業</p> <p>22 滋賀県福祉用具センターの指定管理事業</p> <p>23 介護福祉士等修学資金貸付事業</p> <p>24 保育士修学資金貸付事業</p> <p>25 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業</p> <p>26 その他この法人の目的達成のため必要な事業</p>
類似施設の管理に関する 過去の業務実績	現在、滋賀県立長寿社会福祉センターおよび滋賀県福祉用具センターの指定管理者として管理運営を実施。
特記事項	

## 公の施設における指定管理者指定による効果

【課名：医療福祉推進課】

(単位：千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額（債務負担行為額）			今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立長寿社会福祉センター	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	公募	5	530,997	279,542	55,908	管理者の主体的な創意工夫や自主事業の展開等により、ニーズにあわせた効果的な事業の実施や利用促進のための取組、会議室等の稼働向上が期待できる。	長期の指定を行うことにより、センターの管理運営、サービス提供の継続性や安定性を確保することができるとともに、業務委託の複数年契約による施設管理コストの縮減も期待できる。	

## 指定管理者等選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名：障害福祉課)

1 施設名	滋賀県立障害者福祉センター								
2 施設の概要	敷地面積：12,679m <sup>2</sup> 延床面積：3,970.219m <sup>2</sup> (機械室46m <sup>2</sup> 含む) 施設構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造） 1階建て  施設内容 (所在地) 草津市笠山八丁目5番130号 (設置目的) 心身障害者に関する各種の相談に応じるとともに、心身障害者の教養の向上、健康の増進、社会との交流促進等のための便宜を総合的に供与し、心身障害者の福祉の増進を図る。 (設置年月) 平成2年8月								
3 募集概要	募集方法 非公募  申請要項配布期間 令和7年9月8日～令和7年10月6日 <sup>1</sup>  申請受付期間 令和7年9月8日～令和7年10月6日 <sup>2</sup>  指定期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）								
募集内容	(1) 施設の運営に関する業務 条例第2条に定める障害者福祉センターの設置目的に即した事業の実施 ①心身障害者の生活、医療等に関する相談の実施 ②心身障害者に対する各種の講習会の実施 ③心身障害者に対するスポーツおよびレクリエーションの指導 ④心身障害者の社会参加に必要な援助を行うボランティアの養成 ⑤心身障害者の社会参加を促進するための活動の場の提供 ⑥その他福祉センターの設置の目的を達成するために必要な業務  (2) 施設(設備および備品を含む)の維持管理に関する業務 施設、設備および備品を常に適正な状態にしておくため、清掃、各種保守点検維持修繕などをを行う業務  (3) 施設の利用の承認に関すること								
	管理料参考額 757,036,000円（消費税および地方消費税を含む。）								
4 応募状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">申 請 者</th> <th rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滋賀県草津市笠山 八丁目5番130号</td> <td style="text-align: center;">公益財団法人 滋賀県身体障害者福祉協会</td> </tr> </tbody> </table>		申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在	称	滋賀県草津市笠山 八丁目5番130号	公益財団法人 滋賀県身体障害者福祉協会
申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)							
所在	称								
滋賀県草津市笠山 八丁目5番130号	公益財団法人 滋賀県身体障害者福祉協会								
	合計 1 者								
5 審査の概要および結果	滋賀県指定管理者等選定委員会健康医療福祉部会において、申請書類の内容について、申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。								
	選定委員会委員 (健康医療福祉部会) *部会長 (50音順、敬称略)								
	青木 雅子 ((公社)認知症の人と家族の会滋賀県支部副代表) 植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会会長) *浦坂 純子 (同志社大学社会学部教授) 四宮 健多 (公認会計士) 横畠 俊介 (弁護士)								
	審査基準 別紙参照								

審査経過		<p>第1回滋賀県指定管理者等選定委員会健康医療福祉部会  (開催日) 令和7年7月18日  (内容) 指定管理者募集要項および審査基準について審議</p> <p>第2回滋賀県指定管理者等選定委員会健康医療福祉部会  (開催日) 令和7年10月24日  (内容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定</p>																																									
	指定管理者の候補者	公益財団法人 滋賀県身体障害者福祉協会																																									
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1</th><th>選定基準2</th><th>選定基準3</th><th>選定基準4</th><th>選定基準5</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会</td><td>3.6</td><td>24.88</td><td>15.4</td><td>21.52</td><td>0</td><td>65.4</td></tr> </tbody> </table> <p>※点数は各委員の平均値 (100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会</td><td>60</td><td>58.6</td><td>80.2</td><td>66</td><td>62.2</td><td>327</td><td>65.4</td></tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会</td><td>757,036,000円</td></tr> </tbody> </table>								申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	合計	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会	3.6	24.88	15.4	21.52	0	65.4	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会	60	58.6	80.2	66	62.2	327	65.4	申請者	提示額	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会	757,036,000円
申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	合計																																					
公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会	3.6	24.88	15.4	21.52	0	65.4																																					
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																																				
公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会	60	58.6	80.2	66	62.2	327	65.4																																				
申請者	提示額																																										
公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会	757,036,000円																																										
審査結果		<p>【選定理由】</p> <p>県民の公平な利用の確保や施設の効用を最大限に発揮させること、管理に係る経費の縮減、安定した管理運営能力等の基準に基づき審査を行った結果、委員会にて目安とされた点数を上回る評価を得た。</p> <p>【指定管理者等選定委員会の概要】</p> <p>(委員) 事業の継続に向けた人材確保に向けた取組は何か。</p> <p>(申請者) 近隣の高校や大学等との連携や周知を行い、学生の方にセンターに親しみを持っていただける環境を作ることを心掛けている。</p> <p>(委員) 令和7年度の利用人数の見込みはどうか</p> <p>(申請者) 現在のところ、年間6万人を超えるペースで推移し、利用人数は増加傾向にある。</p> <p>(委員) SNSでの情報発信に取り組むとのことだが、具体的にどう取組を行うのか。</p> <p>(申請者) LINEを通じた広報等の方法を検討しているところ。</p> <p>上記の結果、公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会を指定管理者の候補者として選定した。</p>																																									

※参考資料として、指定管理者の候補者となった団体の概要がわかる資料(団体概要書)を添付

## 別紙 障害者福祉センター指定管理審査基準

選定基準 (条例第11条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること（1号）	・公平な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	・県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか。 ・使用許可手続きの公平性が確保されているか。 ・広く利用を呼びかける具体的手法が講じられているか。	・事業計画書 (運営方針) (運営計画)	5
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるものであること（2号）	・施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	・施設の設置目的を理解しているか。 ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。 ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。	・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画書	7
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	・利用拡大の取組内容は適切か。 ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。 ・対外的な情報提供（広報等）、情報発信は適切か。		7
	・サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・申請要項に示した内容への提案は適切か。 ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか。 ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か。 ・利用者等からの苦情処理対応は適切か。 ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか		7
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・求めている実施水準が実施計画書で提案されているか。 ・施設管理、安全管理は適切か。 ・維持管理は効率的に計画されているか。		4
	・施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	・事業実施に必要な専門職員が確保されているか。 ・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、障害者福祉や障害者スポーツ等に関して専門的技術を確保できているか。		7
	・施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	・新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか。 ・提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか。		3

選定基準 (条例第11条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること（第3号）	・施設の管理運営に係る経費の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が示した管理料の参考額の範囲内であるか。</li> <li>・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか。</li> <li>・管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか。</li> </ul>	・事業計画書 ・収支計画書	15 25 10
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること（第4号）	・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。</li> <li>・収支計画の実現可能性はあるか。</li> </ul>	・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等	4
	・安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員体制は十分か。</li> <li>・職員採用・確保の方策は適切か。</li> <li>・職員の指導育成、研修体制は十分か。</li> </ul>		4
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の財務状況は健全か。</li> </ul>		4
	・施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設を良好に運営した実績はあるか。</li> </ul>		4
	・その他適切な管理を行うための能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護が図られているか。</li> <li>・情報公開への対応は適切か。</li> <li>・環境への配慮がなされているか。</li> <li>・組織としての目標設定を行っているか。</li> <li>・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か。</li> </ul>		4
	・人権への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働く職場づくりへの配慮がなされているか。</li> <li>・人権等に配慮した施設運営が可能か。</li> </ul>		10

選定基準 (条例第11条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録を受けている場合には、同登録証(県発行)の写し</li> <li>・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し</li> </ul>	1
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。</li> </ul>	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	1
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。</li> <li>②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。</li> <li>③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。</li> <li>④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者)障害者雇用状況報告書の写し</li> <li>・(障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者)申立書の写し</li> <li>・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(県発行)の写し</li> <li>・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し</li> </ul>	1
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(県発行)の写し</li> <li>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し</li> </ul>	1
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①国際標準化機構が定めた規格 ISO14001に適合している旨の認証</li> <li>②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録</li> <li>③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録</li> <li>④一般財団法人エコストージ協会の実施するエコストージの認証</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①については、審査登録機関の証明書の写しを、②以外については、その認証証・登録証の写し</li> </ul>	1
				合計 100

選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。

## 団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	公益財団法人 滋賀県身体障害者福祉協会	
代表者職・氏名	会長 大西孝雄	
団体の所在地	滋賀県草津市笠山八丁目5番130号	
設立年月日	平成2年4月1日	
基本財産	110,000千円（令和7年3月31日現在）	
従業者数	令和7年9月30日現在	19人
主たる業務内容	<p>身体障害者の更生福祉の増進および社会参加促進を図り、もって社会に貢献することを目的に事業を展開。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者の更生福祉の増進に関する事業</li> <li>・身体障害者の文化教養の向上に関する事業</li> <li>・身体障害者の職業、生活、就職、機能回復訓練等の社会参加促進にかかる相談および指導に関する事業</li> <li>・身体障害者福祉の調査、研究に関する事業</li> <li>・身体障害者福祉の機関紙等の発刊に関する事業</li> <li>・社会福祉諸団体との提携協力に関する事業</li> <li>・滋賀県立障害者福祉センターの管理運営（指定管理者）</li> <li>・滋賀県社会参加推進センター運営に関する事業（委託事業）</li> <li>・滋賀県心身障害者扶養共済制度に関する事業（委託事業）</li> </ul>	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成2年度から平成17年度まで、滋賀県立障害者福祉センターの管理運営業務を受託</li> <li>・平成18年度から令和7年度まで、滋賀県立障害者福祉センターの指定管理者として管理代行</li> </ul>	
特記事項	昭和26年9月10日 滋賀県身体障害者連合会設立 昭和57年3月29日 社団法人 滋賀県身体障害者福祉協会設立 平成2年4月1日 財団法人 滋賀県身体障害者福祉協会設立 平成24年4月1日 公益財団法人 滋賀県身体障害者福祉協会設立 (構成：県内の身体障害者更(厚)生会および障害別団体10団体)	

## 公の施設における指定管理者指定による効果

【課名：障害福祉課】

(単位：千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額（債務負担行為額）			今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立障害者福祉センター	公益財団法人 滋賀県身体障害者 福祉協会	非公募	5	757,036	753,931	150,786	障害者スポーツ指導員等のセンター運営に重要な専門資格を有する職員を組織的に配置し、スポーツを通じた障害者の機能回復およびリハビリテーションが期待できる。	長期の指定を行うことにより、センターの管理運営、サービス提供の継続性や安定性を確保することができるとともに、業務委託の複数年契約による施設管理コストの削減も期待できる。	

## 指定管理者等選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名 : 障害福祉課)

1 施 設 名		滋賀県立視覚障害者センター										
2 施 設 の 概 要		敷地面積 : 1,904.48m <sup>2</sup> 延床面積 : 921.4m <sup>2</sup> 施設構造 : 鉄筋コンクリート造 1階建て  施設内容 (所在 地) 彦根市松原一丁目12番17号 (設置目的) 視覚障害者用の点字刊行物・録音物の貸出しおよび閲覧、点字刊行物の奨励およびこれに関する相談、点訳および朗読のボランティアの育成、生活に関する訓練および相談、ガイドヘルパーの養成、文化活動・レクリエーション活動等を通じて、視覚障害者の自立および社会活動への参加を促進する。 (設置年月) 平成12年2月										
3 募集方法		非公募										
申請要項配布期間		令和7年9月8日 ~ 令和7年10月6日										
申請受付期間		令和7年9月8日 ~ 令和7年10月6日										
3 募集 概要	4 募集 内容	指 定 期 間 令和8年4月1日 ~ 令和13年3月31日 (5年間)  (1) 施設の運営に関する業務 点字刊行物および視覚障害者用の録音物の作製、貸出し、閲覧に関する業務等、視覚障害者センターの設置目的に即した業務 ①点字刊行物等を貸し出し、および閲覧その他の利用に供すること。 ②点字刊行物等の奨励およびこれに関する相談の実施 ③点訳および朗読のボランティアの育成 ④視覚障害者の生活に関する訓練および相談の実施 ⑤視覚障害者ガイドヘルパーの養成 ⑥視覚障害者の文化活動、レクリエーション活動等の支援 ⑦その他視覚障害者センターの設置の目的を達成するために必要な業務 (2) 施設（設備および備品を含む）の維持管理に関する業務 施設、設備および備品を常に適正な状態にしておくため、清掃、各種保守点検、維持・修繕などを行う業務 (3) 施設の利用の承認に関すること										
		管理料参考額 222,570,000円 (消費税および地方消費税を含む。)										
4 応募状況		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申 請 者</th> <th>グルーピングの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名 称</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県彦根市松原一丁目12番17号</td> <td>社会福祉法人 滋賀県視覚障害者福祉協会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 合計 1 者		申 請 者		グルーピングの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名 称		滋賀県彦根市松原一丁目12番17号	社会福祉法人 滋賀県視覚障害者福祉協会	
申 請 者		グルーピングの構成 (グループ申請の場合)										
所在地	名 称											
滋賀県彦根市松原一丁目12番17号	社会福祉法人 滋賀県視覚障害者福祉協会											
5 審 査 の 概 要 お よ び 結 果	審 査 方 式	滋賀県指定管理者等選定委員会健康医療福祉部会において、申請書類の内容について、申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。										
	選定委員会委員 (健康医療 福祉部会) *部会長 (50音順、敬称略)	青木 雅子 ((公社)認知症の人と家族の会滋賀県支部副代表) 植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会会長) *浦坂 純子 (同志社大学社会学部教授) 四宮 健多 (公認会計士) 横畠 俊介 (弁護士)										
	審 査 基 準	別紙参照										

審査経過		<p>第1回滋賀県指定管理者等選定委員会健康医療福祉部会  (開催日) 令和7年7月18日  (内 容) 指定管理者募集要項および審査基準について審議</p> <p>第2回滋賀県指定管理者等選定委員会健康医療福祉部会  (開催日) 令和7年10月24日  (内 容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定</p>																																			
	指定管理者の候補者	社会福祉法人 滋賀県視覚障害者福祉協会																																			
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p><b>【評価結果】</b></p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1</th><th>選定基準2</th><th>選定基準3</th><th>選定基準4</th><th>選定基準5</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会</td><td>3.4</td><td>23.68</td><td>15</td><td>19.92</td><td>0</td><td>62</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会</td><td>60</td><td>58.6</td><td>60</td><td>72.8</td><td>58.6</td><td>310</td><td>62</td></tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会</td><td>222,570,000円</td></tr> </tbody> </table> <p><b>【選定理由】</b>  県民の公平な利用の確保や施設の効用を最大限に発揮させること、管理に係る経費の縮減、安定した管理運営能力等の基準に基づき審査を行った結果、委員会にて目安とされた点数を上回る評価を得た。</p> <p><b>【指定管理者等選定委員会の概要】</b></p> <p>(委 員) 今後の新しい取組や力を入れていきたい事業はあるか。  (申請者) 従来から力を入れている部分ではあるが、視覚障害者の方がＩＣＴ機器（スマートフォン等）を利用できるような支援していきたいと考えている。  (委 員) 利用できるための支援に加え、新たな技術開発のヒントとなるよう、視覚障害者のＩＣＴ利用に関する情報について、企業向けにも積極的な情報発信を行っていただきたい。</p> <p>上記の結果、社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会を指定管理者の候補者として選定した。</p>		申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	合計	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会	3.4	23.68	15	19.92	0	62	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会	60	58.6	60	72.8	58.6	310	62	申請者	提示額	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会	222,570,000円
申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	合計																															
社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会	3.4	23.68	15	19.92	0	62																															
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																														
社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会	60	58.6	60	72.8	58.6	310	62																														
申請者	提示額																																				
社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会	222,570,000円																																				

※参考資料として、指定管理者の候補者となった団体の概要がわかる資料(団体概要書)を添付

## 別紙 視覚障害者センター指定管理審査基準

選定基準 (条例第6条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること（1号）	・公平な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	・県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか。 ・使用許可手続きの公平性が確保されているか。 ・広く利用を呼びかける具体的手法が講じられているか。	・事業計画書 (運営方針) (運営計画)	5
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるものであること（2号）	・施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	・施設の設置目的を理解しているか。 ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。 ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。	・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画書	7
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	・利用拡大の取組内容は適切か。 ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。 ・対外的な情報提供（広報等）、情報発信は適切か。		7
	・サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・申請要項に示した内容への提案は適切か。 ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか。 ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か。 ・利用者等からの苦情処理対応は適切か。 ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか		7
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・求めている実施水準が実施計画書で提案されているか。 ・施設管理、安全管理は適切か。 ・維持管理は効率的に計画されているか。		4
	・施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	・事業実施に必要な専門職員が確保されているか。 ・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、障害者福祉や視覚障害者への情報保障等に関して専門的技術を確保できているか。		7
	・施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	・新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか。 ・提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか。		3

選定基準 (条例第6条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)	
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること（第3号）	・施設の管理運営に係る経費の内容	・県が示した管理料の参考額の範囲内であるか。	・事業計画書 ・収支計画書	15	25
		・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか。 ・管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか。		10	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること（第4号）	・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ・収支計画の実現可能性はあるか。	・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等	4	30
	・安定的な運営が可能となる人的能力	・職員体制は十分か。 ・職員採用・確保の方策は適切か。 ・職員の指導育成、研修体制は十分か。		4	
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・法人の財務状況は健全か。		4	
	・施設の運営実績	・当該施設を良好に運営した実績はあるか。		4	
	・その他適切な管理を行うための能力	・個人情報の保護が図られているか。 ・情報公開への対応は適切か。 ・環境への配慮がなされているか。 ・組織としての目標設定を行っているか。 ・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か。		4	
	・人権への配慮	・職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働く職場づくりへの配慮がなされているか。 ・人権等に配慮した施設運営が可能か。		10	

選定基準 (条例第6条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(県発行)の写し</li> <li>・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し</li> </ul>	1
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。</li> </ul>	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	1
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。</li> <li>②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。</li> <li>③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。</li> <li>④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し</li> <li>・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立書の写し</li> <li>・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(県発行)の写し</li> <li>・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し</li> </ul>	1
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（県発行）の写し</li> <li>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し</li> </ul>	1
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証</li> <li>②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録</li> <li>③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録</li> <li>④一般財団法人エコストージ協会の実施するエコストージの認証</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、その認証証・登録証の写し</li> </ul>	1
合計				100

選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。

## 団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	社会福祉法人 滋賀県視覚障害者福祉協会	
代表者職・氏名	会長 加藤 善彦	
団体の所在地	滋賀県彦根市松原一丁目12番17号	
設立年月日	平成11年1月12日	
基本財産	10,205千円（令和7年3月31日現在）	
従業者数	令和7年10月1日現在	20人
主たる業務内容	<p>視覚障害者が地域社会で自立した生活を営むことができるよう支援するとともに、社会活動への参加を促進するために、次の事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県立視覚障害者センターの受託（指定管理）</li> <li>・県、市町の広報誌、選挙公報、図書・雑誌など様々な刊行物等の点字や音声による情報の提供</li> <li>・家庭生活訓練教室の開催</li> <li>・IT利用促進のための個別支援</li> <li>・読書バリアフリーの推進</li> <li>・歩行訓練の指導</li> <li>・ボランティアの育成</li> <li>・生活支援のための滋賀アイステーションの設置（平成29年6月）および経営</li> </ul>	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成11年4月から平成12年1月まで、滋賀県立点字図書館の管理運営業務を受託</li> <li>・平成12年2月から平成18年3月まで滋賀県立視覚障害者センターの管理運営業務を受託</li> <li>・平成18年度から令和7年度まで、滋賀県立視覚障害者センターの指定管理者として管理代行</li> </ul>	
特記事項		

## 公の施設における指定管理者指定による効果

【課名：障害福祉課】

(単位：千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額（債務負担行為額）			今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立視覚障害者センター	社会福祉法人 滋賀県視覚障害者 福祉協会	非公募	5	222,570	117,745	23,549	歩行訓練士、点字技能士、音訳指導員等のセンター運営に重要な専門資格を有する職員を組織的に配置し、長年培ってきたボランティア（点訳・音訳）との連携を活かした視覚障害者に対する情報提供が期待できる。	長期の指定を行うことにより、センターの管理運営、サービス提供の継続性や安定性を確保することができるとともに、業務委託の複数年契約による施設管理コストの削減も期待できる。	

## 指定管理者等選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名 : 障害福祉課)

1 施設名		滋賀県立聴覚障害者センター								
		敷地面積 : 690.14m <sup>2</sup> 延床面積 : 868.48m <sup>2</sup> 施設構造 : 鉄筋コンクリート造 2階建て								
2 施設の概要		<b>施設内容</b> (所在地) 草津市大路二丁目11番33号 (設置目的) 聴覚障害者情報提供施設として、聴覚障害者用の録画物の制作および貸出し、手話通訳者・要約筆記者の養成および派遣、情報機器の貸出し、生活等に関する相談、学習・文化活動・レクリエーション活動等を通じて、聴覚障害者の自立および社会活動への参加を促進する。 (設置年月) 平成7年10月								
		募集方法								
		非公募								
申請要項配布期間		令和7年9月8日 ~ 令和7年10月6日								
申請受付期間		令和7年9月8日 ~ 令和7年10月6日								
3 募集概要	募集内容	指定期間								
		令和8年4月1日 ~ 令和13年3月31日 (5年間)								
		(1) 施設の運営に関する業務 聴覚障害者への情報提供等、聴覚障害者センターの設置目的に即した業務 ①聴覚障害者用の録画物の制作および貸出し ②手話通訳者および要約筆記者の養成および派遣 ③情報機器の貸出し ④聴覚障害者の生活等に関する相談の実施 ⑤聴覚障害者の学習、レクリエーション、文化活動等の支援 ⑥その他聴覚障害者センターの設置の目的を達成するために必要な業務 (2) 施設（設備および備品を含む）の維持管理に関する業務 施設、設備および備品を常に適正な状態にしておくため、清掃、各種保守点検、維持修繕などを行う業務 (3) 施設の利用の承認に関すること								
		管理料参考額								
		227,870,000円 (消費税および地方消費税を含む。)								
4 応募状況		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">申 請 者</th> <th rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滋賀県草津市 大路二丁目11番33号</td> <td style="text-align: center;">社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会</td> </tr> </tbody> </table>		申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在	名 称	滋賀県草津市 大路二丁目11番33号	社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会
申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)								
所在	名 称									
滋賀県草津市 大路二丁目11番33号	社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会									
		合計 1 者								
5 審査の概要および結果	審査方式		滋賀県指定管理者等選定委員会健康医療福祉部会において、申請書類の内容について、申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。							
	選定委員会委員 (健康医療 福祉部会) *部会長 (50音順、敬称略)		青木 雅子 ((公社)認知症の人と家族の会滋賀県支部副代表) 植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会会長) *浦坂 純子 (同志社大学社会学部教授) 四宮 健多 (公認会計士) 横畑 俊介 (弁護士)							
審査基準		別紙参照								

審査経過		第1回滋賀県指定管理者等選定委員会健康医療福祉部会 (開催日) 令和7年7月18日 (内容) 指定管理者募集要項および審査基準について審議  第2回滋賀県指定管理者等選定委員会健康医療福祉部会 (開催日) 令和7年10月24日 (内容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定																																		
	指定管理者の候補者	社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会																																		
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1</th><th>選定基準2</th><th>選定基準3</th><th>選定基準4</th><th>選定基準5</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会</td><td>3.6</td><td>23.68</td><td>15</td><td>20.08</td><td>1</td><td>63.36</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会</td><td>59.6</td><td>76.0</td><td>61</td><td>59.6</td><td>60.6</td><td>316.8</td><td>63.36</td></tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会</td><td>227,870,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】</p> <p>県民の公平な利用の確保や施設の効用を最大限に発揮させること、管理に係る経費の縮減、安定した管理運営能力等の基準に基づき審査を行った結果、委員会にて目安とされた点数を上回る評価を得た。</p> <p>【指定管理者等選定委員会の概要】</p> <p>(委員) 専門的な知識を持った人材の確保が課題であると考えられるが、今後具体的にどのように人材確保に取り組むのか。</p> <p>(申請者) 聴覚障害者の支援を行うためには、専門的な知識を持った人材の確保が必要であるが、手話通訳士の養成や市町との連携を通じ、職員の研修等も図りながら人材確保に努めていきたい。</p> <p>(委員) 県内の聴覚障害者の方に対するセンターの利用促進に向け、具体的にどう取組を行っているか。</p> <p>(申請者) センターのホームページの手話の動画の掲載やパンフレットの作成等の利用の促進に向けた取組を行っている。</p> <p>上記の結果、社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会を指定管理者の候補者として選定した。</p>	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	合計	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	3.6	23.68	15	20.08	1	63.36	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	59.6	76.0	61	59.6	60.6	316.8	63.36	申請者	提示額	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	227,870,000円
申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	合計																														
社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	3.6	23.68	15	20.08	1	63.36																														
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																													
社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	59.6	76.0	61	59.6	60.6	316.8	63.36																													
申請者	提示額																																			
社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	227,870,000円																																			

※参考資料として、指定管理者の候補者となった団体の概要がわかる資料(団体概要書)を添付

## 別紙 聴覚障害者センター指定管理審査基準

選定基準 (条例第5条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること（1号）	・公平な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	・県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか。 ・使用許可手続きの公平性が確保されているか。 ・広く利用を呼びかける具体的手法が講じられているか。	・事業計画書 (運営方針) (運営計画)	5
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるものであること（2号）	・施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	・施設の設置目的を理解しているか。 ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。 ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。	・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画書	7
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	・利用拡大の取組内容は適切か。 ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。 ・対外的な情報提供（広報等）、情報発信は適切か。		7
	・サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・申請要項に示した内容への提案は適切か。 ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか。 ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か。 ・利用者等からの苦情処理対応は適切か。 ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか		7
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・求めている実施水準が実施計画書で提案されているか。 ・施設管理、安全管理は適切か。 ・維持管理は効率的に計画されているか。		4
	・施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	・事業実施に必要な専門職員が確保されているか。 ・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、障害者福祉や聴覚障害者への情報保障等に関して専門的技術を確保できているか。		7
	・施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	・新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか。 ・提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか。		3

選定基準 (条例第5条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること（第3号）	・施設の管理運営に係る経費の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が示した管理料の参考額の範囲内であるか。</li> <li>・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか。</li> <li>・管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか。</li> </ul>	・事業計画書 ・収支計画書	15 25 10
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること（第4号）	・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。</li> <li>・収支計画の実現可能性はあるか。</li> </ul>	・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等	4
	・安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員体制は十分か。</li> <li>・職員採用・確保の方策は適切か。</li> <li>・職員の指導育成、研修体制は十分か。</li> </ul>		4
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の財務状況は健全か。</li> </ul>		4
	・施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設を良好に運営した実績はあるか。</li> </ul>		4
	・その他適切な管理を行うための能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護が図られているか。</li> <li>・情報公開への対応は適切か。</li> <li>・環境への配慮がなされているか。</li> <li>・組織としての目標設定を行っているか。</li> <li>・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か。</li> </ul>		4
	・人権への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働く職場づくりへの配慮がなされているか。</li> <li>・人権等に配慮した施設運営が可能か。</li> </ul>		10

選定基準 (条例第5条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(県発行)の写し</li> <li>・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し</li> </ul>	1
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労使協定または就業規則の該当箇所の写し</li> </ul>	1
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。            ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。            ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。            ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。            ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者)障害者雇用状況報告書の写し</li> <li>・(障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者)申立書の写し</li> <li>・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(県発行)の写し</li> <li>・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し</li> </ul>	1
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(県発行)の写し</li> <li>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し</li> </ul>	1
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。            ①国際標準化機構が定めた規格 ISO14001に適合している旨の認証            ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録            ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録            ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①については、審査登録機関の証明書の写しを、②以外については、その認証証・登録証の写し</li> </ul>	1
				合計 100

選定基準ごと(滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く)の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。

## 団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会	
代表者職・氏名	理事長 石野 富志三郎	
団体の所在地	滋賀県草津市大路二丁目11番33号	
設立年月日	平成7年3月31日	
基本財産	120,388千円（令和7年3月31日現在）	
従業者数	令和7年9月1日現在	35人
主たる業務内容	<p>多様な福祉サービスが聴覚障害者の意向を尊重して総合的に提供されるよう、コミュニケーション環境の整備等を行うことにより、聴覚障害者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県立聴覚障害者センターの受託</li> <li>・手話通訳事業</li> <li>・障害福祉サービス事業</li> <li>・聴導犬訓練事業</li> <li>・特定相談支援事業</li> </ul>	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成7年度から平成17年度まで、滋賀県立聴覚障害者センターの管理運営業務を受託</li> <li>・平成18年度から令和7年度まで、滋賀県立聴覚障害者センターの指定管理者として管理代行</li> </ul>	
特記事項		

## 公の施設における指定管理者指定による効果

【課名：障害福祉課】

(単位：千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額（債務負担行為額）			今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立聴覚障害者センター	社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者 福祉協会	非公募	5	227,870	128,640	25,728	手話通訳、要約筆記のセンター運営に重要な専門資格を有する職員を組織的に配置し、長年培ってきた支援者（手話通訳者・要約筆記者）との連携を活かした聴覚障害者に対するコミュニケーション支援が期待できる。	長期の指定を行うことにより、センターの管理運営、サービス提供の継続性や安定性を確保することができるとともに、業務委託の複数年契約による施設管理コストの削減も期待できる。	